第十三号及び第十五号	百七万七千円
第十三号、第十五号及び第百十二号	百七万七千円
第十三号及び第百十二号	七十九万六千円

七　第九十二号及び第百七十三号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第九十二号及び第百七十三号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、同号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

八　第九十三号及び第百七十三号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第九十三号及び第百七十三号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、第九十三号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～百　（略）	（略）
百一　保安基準第三十二条第一項、第二項、第四項、第五項、第十項及び第十一項に定める基準のうち、前照灯に係る試験（最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に係る試験を除く。）	六十万九千円
百二　保安基準第三十二条第一項、第四項、第七項、第八項、第十項、第十一項及び第十二項に定める基準のうち、配光可変型前照灯に係る試験	百七万七千円
百三・百四　（略）	（略）
百五　保安基準第三十二条第十三項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百六　保安基準第三十二条第十四項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百七～百三十九　（略）	（略）
百四十　保安基準第四十三条の十第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
百四十一　保安基準第四十三条の十一に定める基準に係る試験	七十九万六千円
百四十二　保安基準第四十三条の十二に定める基準に係る試験	四十二万二千円
百四十三～百五十四　（略）	（略）

第十一号及び第十三号	百七万七千円
第十一号、第十三号及び第百十号	百七万七千円
第十一号及び第百十号	七十九万六千円

七　第九十号及び第百六十九号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第九十号及び第百六十九号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、同号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

八　第九十一号及び第百六十九号の自動車審査試験項目別費用額の合計額は、第九十一号及び第百六十九号の自動車審査試験項目に関し同時に試験を受けようとする場合であって、第九十一号の自動車審査試験項目に規定する試験に代えて、保安基準第二章の規定に基づく自動車の保安基準に関する告示が改正された場合における改正後の規定の適用に関して告示で適用関係の整理が行われた規定に相当する従前の規定に定められた基準に適合するかどうかを審査するための告示で定める試験を行う場合においては、二十八万千円とする。

別表第二

特定装置審査試験項目	特定装置審査試験項目別費用額
一～百　（略）	（略）
百一　保安基準第三十二条第一項、第二項、第四項、第五項及び第十項に定める基準のうち、前照灯に係る試験（最高速度三十五キロメートル毎時未満の大型特殊自動車に係る試験を除く。）	六十万九千円
百二　保安基準第三十二条第一項、第四項、第七項、第八項、第十項及び第十一項に定める基準のうち、配光可変型前照灯に係る試験	百七万七千円
百三・百四　（略）	（略）
百五　保安基準第三十二条第十二項に定める基準に係る試験	六十万九千円
百六　保安基準第三十二条第十三項に定める基準に係る試験	二十八万千円
百七～百三十九　（略）	（略）
百四十　保安基準第四十三条の十第一項及び第三項に定める基準に係る試験（前号に掲げる試験を除く。）	四十二万二千円
百四十一～百五十二　（略）	（略）